

「新潟市自治会等集会施設借上補助金交付要綱」事務取扱要領

1 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市自治会等集会施設借上補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項 目 等	説 明
第1条 要綱の目的 自治会・町内会又はその連合組織 集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ協議会は含まない。 ・ 建物及びこれに付随する土地を含む。よって、同一の集会施設について、集会施設と集会所用地それぞれに補助金を交付することはできない。
第2条 補助金の交付	
第3条 補助金交付の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会施設を新築するために集会所用地を借上げる場合、新築工事に必要な期間の借上契約を補助対象とみなすことができる。
第4条 補助金交付の対象外	
第5条 補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱第3条第1号別表に関連して、借地面積が1階床面積の3倍を超える場合は、全体の借地料を面積比で按分し、補助対象額を算出する。
第6条 補助金の交付申請 その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容の審査及び調査等に際し、要綱に列挙する書類だけでは判断ができない場合、市長は自治会等に追加で書類の提出を求めることができる。具体的には、役員名簿、規約、建設箇所の地権者の同意書・許可書、事業に係る議事録等の総会資料などが挙げられるが、自治会等の負担を考慮し、追加での書類提出は必要最低限に留めなくてはならない。
第7条 交付決定及び通知	
第8条 計画変更の承認等	
第9条 実績報告 その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告の内容の確認及び補助金の支払事務等に際し、要綱に列挙する書類だけでは判断

<p>第10条 額の確定等</p> <p>第11条 その他</p>	<p>ができない場合、市長は自治会等に追加で書類の提出を求めることができる。具体的には、口座振替申込書が考えられるが、自治会等の負担を考慮し、追加での書類提出は必要最低限に留めなくてはならない。</p>
-----------------------------------	---

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。